

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年8月7日付けで行った固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分のうち、別紙1物件目録記載の各土地（以下、記載順に「本件土地1」及び「本件土地2」といい、両者を併せて「本件各土地」という。）に係る部分（内容は、別紙2賦課処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

本件各土地は公道に2mのみ面しているだけで、整形地ではない。現在、住宅用として使用している。多額の固定資産税等が請求されて困っている。

現役の方と年金生活の方と同等の請求は適正ではない。年金生活になると収入が半分以下になり、とても払えない。小規模住宅として使用さ

れている場合、10分の1に軽減するよう求める。

弱者いじめはやめてください。現役時代、住民税、所得税等を40年間納め続けてきた見返りに免除する、現役を退いた後も年金で安心して住み続けられる制度に改革し、固定資産税を免除・軽減することを求める。現在、この住宅を維持することが困難な状況で対策を講じなければ郊外に移り住んで住民は去ってしまう。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年5月14日	諮問
令和3年7月28日	審議（第57回第4部会）
令和3年8月25日	審議（第58回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 固定資産税等の賦課期日

法359条の規定によれば、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされており、法702条の6の規定により、都市計画税においても同様とされている。

(2) 固定資産税等の課税標準及び住宅特例

基準年度（法341条6号。令和2年度は基準年度の翌々年度に該当する。）に係る賦課期日に所在する土地に対して課する固定資産税

等の課税標準は、当該土地の基準年度における賦課期日における価格で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されたものとされている（法349条1項、702条）。

この課税標準につき、法349条の3の2の規定は、専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地（住宅用地）に対して課する固定資産税の課税標準は、法349条により課税標準となるべき価格の3分の1の額とし（1項）、このうち、住宅1戸について200平方メートルまでの土地（小規模住宅用地）に対して課する固定資産税の課税標準は、上記3分の1の額のところを6分の1の額とする旨定めている（2項）。また、住宅用地に対して課する都市計画税の課税標準は、法349条により課税標準となるべき価格の3分の2の額とし、小規模住宅用地の場合にはこれを3分の1の額とする旨、法702条の3の規定が定めている（以下、これらの住宅用地の課税標準に係る特例措置を併せて「住宅特例」という。）。

(3) 固定資産税等の税率

法350条の規定によれば、固定資産税の標準税率は100分の1.4とされ、法702条の4の規定によれば、都市計画税の税率は100分の0.3を超えることができないとされている。

東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）は、固定資産税の税率を100分の1.4、都市計画税の税率を100分の0.3と定めている（122条及び188条の27）。

2 本件処分の検討

処分庁作成の本件各土地に係る固定資産税税額計算書及び同都市計画税税額計算書によれば、本件処分においては、上記1・(2)の法の各規定による住宅特例を適用し、そのほか、令和2年度の課税において適用される特例措置を定めた法の各規定（附則18条1項及び附則25条1項）による軽減措置を行い、さらに、都市計画税については、令和2年

度の課税において適用される特例措置を定めた条例の規定（法6条2項に基づき定められた条例附則20条）による税額の控除もなされている。ゆえに、処分庁が本件各土地の固定資産税等の各課税標準及び賦課税額を定めるに当たり、本件各土地に係る固定資産課税台帳の登録価格に基づき、法令を正しく適用していることは明らかである。

したがって、本件処分には本件各土地の各課税標準及び各税額を定めるに当たって違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、本件各土地は整形地ではないにもかかわらず、多額な固定資産税等が請求されてきたが、年金生活者にはこのまま払い続けるのは困難である旨主張する。

しかしながら、上記2のとおり、本件処分に係る各課税標準及び各税額は、法令の規定に則って算出され、その過程において違算等の事実はないものであり、また、法及び条例は、固定資産税等については、都民税や特別区民税のように納税義務者の収入や所得の種別や多寡に応じて、課税標準及び税額を考慮することを予定した規定をおいていないところであるから、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(2) また、請求人は、本件処分において、住宅特例を適用し、小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準として、法349条の3の2により課税標準となるべき価格の6分の1の価格を本件各土地の課税標準とした点について、同10分の1の価格を課税標準とするように求めている。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って賦課処分を行うべきものであり、個々の法令の規定が立法目的に照らして合理的かどうかを評価してこれを適用する可否かを決定する権限はない。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令をはじめ制度そのものに対

する不服を理由として、法令に適合した処分を取り消すことはできない。

なお、請求人は、年金生活者に対する固定資産税等の免除・軽減などの制度改革も求めているが、請求人の主張は、本件処分を違法・不当とする理由となるものではない。

(3) 以上のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、その他の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2 (略)